

宇城市交通空白解消に向けた 調査分析業務委託仕様書

(案)

令和8年度

熊本県宇城市
企画振興部企画課

1 業務名

宇城市交通空白解消に向けた調査分析業務委託

2 業務の背景及び目的

宇城市（以下「本市」という。）の地域公共交通は、鉄道、路線バス、予約型乗合タクシー、タクシー等により構成されている。一方、既存の交通体系では十分に対応できない地域又は時間帯が市内に点在し、高齢者の買物・通院、若年層の通学その他の日常生活に必要な移動手段の確保が課題となっている。

また、令和8年熊本地震の影響により、仮設住宅から生活関連施設や公共交通の結節点等への移動手段の確保が新たな課題となっている。加えて、高齢化率の高い松合地区、人口が集中する一方で公共交通が十分でない松橋・不知火地区等について、地域の実情に応じた対応を検討する必要がある。

本業務は、市内の地域特性、既存公共交通、移動実態及び住民ニーズ等を調査・分析し、交通空白及び移動上の課題を整理するとともに、今後の交通施策及び移動手段の方向性を検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年2月1日までとする。

4 調査対象地域

調査対象地域は宇城市全域とする。特に、次の地区については、地域の状況を踏まえ重点的に調査・分析を行うものとする。

- 松橋・不知火地区（当尾仮設団地を含む。）
- 小川地区（小川仮設団地、小川駅西仮設団地を含む。）
- 豊野地区（豊野仮設団地を含む。）
- 松合地区

なお、重点地区の取扱い及び調査の深度は、既存資料の状況、業務期間及び本市との協議を踏まえて調整できるものとする。

5 業務内容

受託者は、本業務の目的、委託規模及び履行期間を踏まえ、次の事項を基本として、効果的かつ実現可能な調査・分析方法を企画提案し、本市と協議の上で業務を実施するものとする。

（1）地域特性及び公共交通の現状整理

人口、高齢化、施設立地、地形、道路、生活圏等の地域特性並びに鉄道、路線バス、予約型乗合タクシー、タクシー等の運行・利用状況について、既存資料及び本市が提供するデータを中心に整理する。

また、必要に応じて、スクールバス、福祉輸送、施設送迎等の地域内輸送資源について把握し、既存公共交通との関係を整理する。

(2) 利用実態及びニーズの把握

住民の日常的な移動実態、移動上の困りごと、公共交通の利用状況及び新たな移動手段に対する意向等を把握する。調査方法は、アンケート、ヒアリング、意見交換その他の方法から、受託者が業務規模に適した方法を提案し、本市と協議して決定する。

交通事業者その他の関係者に対しては、既存交通の課題、運行上の制約、地域交通の維持・改善及び連携の可能性等について、ヒアリングを行う。

(3) 交通空白及び地域別課題の整理

(1) 及び (2) の結果を踏まえ、既存公共交通で対応できていない地域又は時間帯、主要な移動先へのアクセス、移動に困難を抱える住民の状況等を整理し、本市の交通空白及び地域別の交通課題を分かりやすく可視化する。

分析の単位、判定の考え方及び可視化の方法は、利用可能なデータ及び地域特性を踏まえ、受託者が提案するものとする。

(4) 今後の交通施策及び移動手段の検討

調査・分析結果に基づき、既存公共交通の維持・改善、新たなコミュニティ交通、乗合タクシー、デマンド型交通、公共ライドシェア、タクシーの活用、既存輸送資源との連携その他の選択肢について、地域の実情に応じた方向性を検討する。

検討に当たっては、既存交通との役割分担、利用者の利便性、担い手、法制度、実施上の課題及び持続可能性等を踏まえるものとする。

(5) 打ち合わせ

業務を円滑に進めるため、本市との打合せを必要に応じて実施し、資料作成、説明、議事録作成及び対応事項の整理を行う。回数は、3回程度を予定している。

また、本市が地域公共交通に関する会議等を開催する場合は、本業務に関係する範囲で資料作成を支援する。

(6) 報告書の作成

調査、分析及び検討の結果を、図表、地図等を用いて分かりやすく整理し、業務報告書として取りまとめる。報告書の構成及び表現方法は、本市が今後の交通施策の検討及び関係者との協議に活用できるよう、受託者が提案するものとする。

6 業務の進め方

- 受託者は、契約締結後、業務の実施方針、工程、実施体制、調査方法及び成果品の構成等を記載した業務実施計画書を作成し、本市と協議の上で業務を開始すること。
- 本市及び受託者は、業務の進捗、課題及び判断を要する事項を適宜共有し、必要に応じて調査方法、対象及び分析の深度を調整すること。
- 本仕様書は、業務の目的及び基本的な実施事項を示すものであり、記載のない事項又はより効果的な手法については、受託者の企画提案を踏まえ、本市と受託者が協議して決定すること。
- 業務の実施に当たっては、既存資料及び既存データを有効に活用し、委託規模及び履行期間に見合った効率的な業務設計とすること。

7 成果品

成果品は、次のとおりとする。詳細な構成、提出部数及び提出方法は、本市と受託者が協議して決定する。

- 業務実施計画書 一式
- 業務報告書 一式
- 調査、分析、ヒアリング、打合せ及び会議等により作成した資料 一式
- 本業務で収集又は作成したデータ 一式

成果品は、PDF 形式に加え、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint 等の編集可能な電子データで提出することを原則とする。

8 資料の貸与及びデータの取扱い

- 本市は、本業務の遂行に必要と認める範囲で、保有する資料及びデータを受託者に貸与又は提供する。
- 受託者は、貸与又は提供を受けた資料及びデータを適切に管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。
- 業務完了時又は本市の求めがあったときは、本市の指示に従い、貸与資料等を返却、消去又は廃棄すること。

9 個人情報及び秘密の保持

受託者は、個人情報の保護に関する法律、関係法令、本市の条例、規則及び情報セキュリティに関する規程を遵守し、業務上知り得た個人情報及び秘密を適切に取り扱うこと。また、これらを第三者に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。

受託者は、個人情報を取り扱う体制を確認するため、プライバシーマーク（P マーク）認証又は同等以上の個人情報保護体制を有することを示す資料を、本市に提出すること。

10 成果品の権利

本業務により新たに作成した成果品の著作権その他の権利の取扱いは、契約書の定めによる。受託者は、第三者の著作権その他の権利を侵害しないよう必要な措置を講じること。

11 検査

受託者は、業務完了後、成果品及び完了報告書を提出し、本市の検査を受けるものとする。検査の結果、成果品に誤り、不足又は仕様との不一致が認められた場合は、本市と協議の上、必要な修正を行うこと。

12 その他

- 受託者は、関係法令及び本市の定める規程を遵守して業務を実施すること。
- 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本市と受託者が協議して決定すること。
- 災害、資料提供状況、関係者調整その他やむを得ない事情により業務内容又は工程を変更する必要がある場合は、本市と受託者が協議すること。